

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○知事 ●市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 |
| 3. 市区町村名 | 高取町 |
| 4. 届出番号 | 7 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-5 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=6&so_cd3 |

執行機関名 高取町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による市町村が実施する地域生活支援事業に関する事務であつて規則で定めるもの《地域活動支援センター通所事業(障害者及び障害児)》 |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第七の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による市町村が実施する地域生活支援事業に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第一条 | 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱第一条及び第二条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | (趣旨) 第一条 この要綱は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十七条第一項第四号に規定する事業(以下「地域活動支援センター通所事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。 (事業内容) 第二条 町長は、地域活動支援センター通所事業として、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)につき、第四条に規定する実施施設に通わせ、法第七十七条第一項第四号に規定する便宜(以下「障害サービス」という。)を供与させるものとする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 | 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱第五条 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> | 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱第五条の利用の申請に係る適否についての <u>審査に関する事務</u> |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ニ | 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱第三条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ホ | 高取町地域活動支援センター通所事業実施要綱第三条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |
| 備考 | | |